

# ＜住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ＞

## 【一度、しっかりとこの内容を確認してから申込者と打合せをしてください】

この制度は、住宅の日常生活に欠くことのできない部分に被害を受けてしまい、生活をするために必要な応急的に行う修理工事を支援する災害救助法に基づく制度です。

応急修理業者に申込者から選定されたら、申込者と連絡をとり、住宅の被害状況、修理希望箇所について、詳細に確認しながら、見積書の作成をお願いします。

その際、注意して頂きたい点があります。

①通常の住宅の改修・修繕工事と違い、対象は被災住宅です。申込者は、突然の災害により、心身共に疲弊しており、それでも、生活再建に向けて動き始めている方です。

住宅の修理にあたっては、被災住宅が申込者にとっては、かけがえのないモノだったということを、念頭に置き、申込者に寄り添う姿勢でおこなってください。

②申込者の修理希望箇所を修理することが第一ですが、応急修理をする住宅は『応急仮設住宅』に代わるものです。工事完了後、申込者が『安全・安心に住める住宅』とすることを考えてください。

修理希望箇所だけではなく、建築の専門家として、被災後の住宅の被害状況を確認しながら、必要とされる修理箇所について、優先順位をつけ、申込者と協議しながら、見積もり、修理をおこなってください。

上記の二点について、しっかり確認した上で、見積書の作成をお願いします。

見積書は各社様式でも構いませんが、頭紙には『修理見積書(様式第5号)』を必ず使用して下さい。各社見積書から必要最低限部分のみの転記でも構いません。その際、市の書式と同様に各社見積書にも、申込者の記名・押印をお願いします。(各書類の割り印でも可)

※申込者が修理内容を確実に確認していることが、確認できれば良いです。

修理見積書は、2部作成してください。

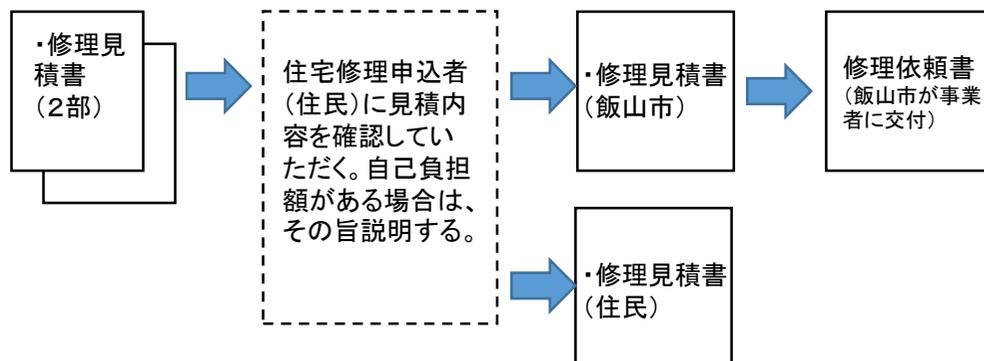
申込者に、最終的な見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。見積書は、1部を申込者に、もう1部は飯山市 移住定住推進課に提出願います。

飯山市は、提出された修理見積書を審査し、事業者あてに修理依頼書(様式第6号)を交付します。

申込者が大規模な修理や修理対象外工事を合わせて行いたい場合など、応急修理限度額を超える工事を行う場合は、《市の負担分》と《申込者の負担分》が明確にわかるように見積もりをしてください。また、《申込者の負担分》については、別途適切に契約等を締結する必要があります。

《市の負担分》と《申込者の負担分》の工事完了時期、支払い時期について、十分考慮した上で、手続きをお願いします。

なお、《市の負担分》の支払い時期は、令和元年12月以降を見込んでおります。



対象部分（住宅の応急修理にかかわる工事内容は、優先順位については下表を参考）

優先度	部位	対象	対象外
	共通	・応急修理に伴う撤去並びに廃材の運搬及び処分 □構造修理や設備取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修	・内装は基本的に対象外。(例外は「対象」欄において「□」で表示) ・災害が原因ではない破損個所の修理 ・解体工事のみ ・洗淨・消毒等
高い ↑	屋根	・壊れた屋根の補修(屋根の葺き材の変更も対象) ・工事に必要な付帯仮設工事等	
	構造部材	・傾いた柱の家起こし ・筋交の取替、耐震合板の打付等 (耐震性確保のための措置を伴うものに限る)	
		・破損した柱梁等の構造部材の取替 □柱修理等に必要な内装の修理(復旧)は対象	
	外壁	・壊れた外壁の補修 (土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。) □外壁の修理とともに内壁側の壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象	
		・外壁断熱材取替(断熱材の吸水膨張によるもの等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。	・内壁断熱材
	基礎	・壊れた基礎の補修(土台損傷、柱はずれ、基礎崩れ、ひび) (無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。)	
	① 床	・応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等のための工事。 ＜例：床組(根太、大引等)又は下地板(合板、座板)が壊れている、吸水による変形、床下の破損がある修繕＞	・応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない部屋以外の箇所の修理 ・防蟻処置等
		・壊れた床の補修 ・床断熱材取替(断熱材の吸水膨張によるもの等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。 □床の応急修理と併せて行わざるを得ない必要最小限の仕上材(一般的なもの)、畳の補修復旧も対象。ただし畳については、畳6畳程度を限度に対象 □床の応急修理と併せて行わざるを得ない床下暖房設備の撤去・復旧(床と床下暖房設備が一体不可分であるものに限る。)	・仕上材のみ(フローリング、クッションフロア)が吸水による変形の修繕 ・畳のみの交換 ・6畳を超える部分畳の交換
	壁	・壁の構造部材(柱・はり または 構造用合板)が壊れている修繕 □柱・梁は構造材のみ 壁は外壁部分及び耐力壁のみ 柱修理等と併せて行う内装の修理は対象 ・土壁についても外壁部分及び耐力壁のみ	・クロスのみ剥がれているものの張替 ・耐力壁ではない内壁の下地板(PB、合板)、仕上板(プリント合板など)が吸水により変形、湿気・悪臭・汚損している修繕
	天井	・日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等における天井の落下、ずれ、たわみの損傷箇所 (漏水が原因のたわみは落下の危険がある場合に限る。)	・汚れによる交換
② 外部建具	・外部に面する壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む)	・内部建具	
③	上下水道	・上下水道配管の水漏れ部分の補修 □配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む	
	浄化槽	・浄化槽(プロアー含む)が壊れたことによる交換 ※破損箇所のみ	
	電気	・電気、ガス、電話等の配管・配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む)	・日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等以外に設置された電気、ガス、電話等の配管・配線の補修
	ガス等	・ガス等給湯器、瞬間湯沸かし器、電気温水器が壊れたことによる交換	
低い ↓	④ 造付け家具	※対象外	・押し入れ内の棚板、内壁(コンパネ)の張替
	設備	・キッチンが破損、汚損したことによる交換 ・電話設備の損傷部分	・キッチンの扉、棚板の吸水による変形の修繕
	給排気	・壊れた給排気設備の取替	
	衛生設備	・洗面化粧台(洗面ボールのみ)が破損したことによる交換 ※破損箇所の修理のみ、キッチンシンクで代用できる場合は不可。	・破損がない浴槽 ・洗面化粧台の扉の吸水による変形、鏡の破損の修繕
		・壊れた便器の交換(便器はロータンクを含む) ・従前復旧となる洗浄機能一体型の便器の交換 (図面や写真等で従前から有と確認可のものに限る)	・破損がない便器、便座 ・洗浄機能の付加された部分。
家具・家電	※対象外(エアコン、ストーブ、ガスコンロ(ビルトインでないもの)、冷蔵庫等) □床の応急修理と併せて行わざるを得ない床下暖房設備の撤去・復旧(床と床下暖房設備が一体不可分であるものに限る。)		

※ 清掃・洗淨・消毒等及び内装は原則対象外です。また、家具・家電は、対象外です。

※ すべての項目について、既存のものよりグレードアップするものは対象外です。

※ 確実に対象となるものを優先して見積もりをお願いします。

●被災状況を確認する時に注意して頂きたい点について工事専門家としてお願いしたいこと  
～安全・安心して住める住宅とするための応急修理として～

□家の傾きがないか、建物の主要構造部に損傷がないか、配管や電気設備、外壁、基礎などが生活を始める上で重要な被害が生じていないかについて調査をお願いします。

※調査によって発覚した修理事項について、全てを修理することは、被災されている申込者の負担が過度となってしまいます。【対象となる工事】、【工事の優先順位】等、総合的に判断し、建物状況を説明し、申込者の現在の状況、意向に寄り添った修理内容となるよう見積書の作成をしてください。(専門家としてのアドバイス)

《工事開始前・工事期間中の注意事項》

- ◆工事箇所は、被災を受けた住宅街です。周辺にいる申込者以外の方も被災を受けています。
- ◆工事に関わる諸法令については、遵守する必要があります。

上記2点について、認識の上、下記注意事項を遵守してください。

- ・工事前には、近隣住民の方に挨拶をしてください。
- ・工事車両については、申込者と協議の上、近隣住民の方の迷惑とならない箇所に駐車してください。
- ・他の災害復興事業が行われる場合、工事の錯交が予想されます。事業者間で調整、協議するとともに、必要に応じて、市担当者に連絡してください。
- ・騒音や振動を伴う工事を行う場合は、近隣住民の方に工事日程等を周知する等、トラブル回避に努めてください。
- ・すべての工種において、ヘルメットを着用してください。
- ・仮設工事においては脚立足場ゴムバンド等労働安全衛生法を遵守してください。
- ・産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設リサイクル法」等、関係する法令を遵守してください。
- ・解体工事等における石綿(アスベスト)の飛散防止、労働安全衛生について、関係法令を遵守してください。

《工事写真整理方法例》

(提出形式は、任意です。出来る限りわかりやすいように整備願います)

※工事着手前、施工中、工事完了時について、**下図**を参考に整備してください。

工事写真アルバム作成例

施行前_____ 工種_____ 場所_____	着工前 写真添付	○	○	完了後 写真添付	完了後_____ 工種_____ 場所_____
施行前_____ 工種_____ 場所_____	着工前 写真添付	○	○	完了後 写真添付	完了後_____ 工種_____ 場所_____
施行前_____ 工種_____ 場所_____	着工前 写真添付	○	○	完了後 写真添付	完了後_____ 工種_____ 場所_____

## 《工事完了後の手続きについて》

・工事を完了したら、申込者への工事完了内容、瑕疵担保期間中の補修等への対応についての説明をし、申込者の了承を得た後、完了報告書《様式第8号》を飯山市に提出してください。

**完了報告書には、①工事着手前、②施工中(必要に応じて)、③工事完了時の写真添付が必要となります。**

工事写真の管理をお願いします。

・市で完了報告書の内容を確認後、修理内容状況、必要書類の不備等がなければ、支払いの手続きとなります。請求書を提出してください。

申込者の負担分がある場合、応急修理制度対象分以外の代金については、直接住民に御請求願います。

・支払い時期については、令和元年12月以降を見込んでいます。

・《申込者の負担分》

の工事が完了していない場合については、完了部分【市負担分】と未完了部分【申込者負担分】について、使用者の安全性を確保できる状態としてください。

※なお、必要書式は、飯山市役所 移住定住推進課 ホームページ内にあります。

ご相談は、飯山市建設水道部移住定住推進課(電話0269-62-3111)へ  
(制度の詳細内容は市ホームページをご覧ください)